（財務局長等への権限の委任）

第二条　改正法附則第十六条第一項の規定により金融庁長官に委任された改正法附則第十三条第一項から第三項までの規定による届出の受理又は承認（銀行（改正法第十四条の規定による改正後の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。次項において同じ。）、銀行持株会社（改正法第十四条の規定による改正後の銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。次項において同じ。）、信用金庫及び信用協同組合に関するものに限る。）については、当該届出をしようとする者又は当該承認を受けようとする者の本店（信用金庫又は信用協同組合にあっては、主たる事務所）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。

2　前項の規定は、金融庁長官の指定する銀行及び銀行持株会社については、適用しない。

3　金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　西川　公也

府令

○内閣府令第六十九号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の一部の施行及び銀行法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百四十二号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年十月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項中「第四条第二項」を「第四条第四項」に改める。

第一条の五第一項中「第二十八号」の下に「。以下「連結財務諸表規則」という。」を加える。

第十三条の二第三項中「第四条の二第二項」を「第四条第一項第一号ロ」に改め、「この項において」を削る。

第十三条の六中「第二条第十九項」を「第二条第二十一項」に改め、「、投資証券」の下に「、新投資口予約権証券」を加える。

第十三条の八の次に次の三条を加える。

（当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者）

第十三条の九　令第四条第一項第一号ロに規定する内閣府令で定める者は、会社である同一人自身（同項に規定する同一人自身をいう。）又は当該同一人自身を合算子法人等（同条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。）とする法人等（当該同一人自身又は当該法人等が連結財務諸表提出会社（連結財務諸表規則第二条第一号に規定する者をいう。以下この条、次条第一号及び第十三条の十一第一項第一号において同じ。）に該当する場合に限る。）の親会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身（連結財務諸表提出会社に限る。）を合算子法人等とする法人等を除く。）とする。

（受信者連結基準法人等）

第十三条の十　令第四条第二項第一号括弧書に規定する連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人等とする。

一　連結財務諸表提出会社

二　法第二十一条第二項前段の規定により書類を作成しなければならない銀行その他当該規定に類する他の法令の規定により連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる者（前号に掲げる者を除く。）

三　連結財務諸表規則又は前号の法令の規定に相当する外国の法令の規定により連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる者（前二号に掲げる者を除く。）

（意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等）

第十三条の十一　令第四条第二項第一号に規定する内閣府令で定める他の法人等の意思決定機関を支配している法人等は、次の各号に掲げる受信者連結基準法人等（同項第一号に規定する受信者連結基準法人等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　前条第一号に掲げる者（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができるとされる同条の特定会社のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第九十五条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができるとされる連結財務諸表提出会社のうち当該用語、様式及び作成方法によるものを除く。）の場合　財務諸表等規則第八条第四項の規定により他の会社等（財務諸表等規則第一条第三項第五号に規定する会社等をいう。以下この項において同じ。）の意思決定機関（財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配している連結財務諸表提出会社（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。）

二　前号に掲げる場合以外の場合　同号に定める者に類する者

2　令第四条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者（受信合算対象者（同条第一項に規定する受信合算対象者をいう。）にあっては、金融庁長官が定める者を除く。）とする。

一　前項第一号に掲げる場合　受信者連結基準法人等の関連会社（連結財務諸表規則第二条第七号に規定する関連会社をいう。）

二　前項第二号に掲げる場合　前号に定める者に類する者

第十四条第一項中「第四条第四項第一号」を「第四条第六項第一号」に改め、「資金の貸付け又は手形の割引のうち」を削り、「貸出金勘定」を「次に掲げる勘定」に改め、同項に次の各号を加える。

一　コールローン勘定

二　買現先勘定

三　貸出金勘定

第十四条第二項中「第四条第四項第二号」を「第四条第六項第二号」に改め、「されるもの」の下に「及び金融庁長官が別に定めるもの」を加え、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3　令第四条第六項第三号に規定する出資として内閣府令で定めるものは、貸借対照表の有価証券勘定のうち株式勘定又はその他の証券勘定として計上されるもの（その他の証券勘定として計上されるものについては、外国法人の発行する証券又は証書に表示される権利で株式又は出資の性質を有するもの（次項において「外国法人の発行する株式等」という。）に限る。）とする。

4　令第四条第六項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの及び金融庁長官が別に定めるものとする。

一　現金預け金勘定のうち預け金勘定

二　債券貸借取引支払保証金勘定